

まちのコミュニティスペース クロス 施設利用規約

この規約は、社会福祉法人同協会DOHOグループ（以下「甲」という）の運営する宇治市小倉町西山44番地1に建設された障害者施設（施設名称：社会福祉法人同協会クロス）の1階に設置される利便施設であるコミュニティスペース（以下「当スペース」という）の施設の利用にあたり必要な事項を定めることを目的とする。

1. 当館施設の利用区分は、次の通りとする。

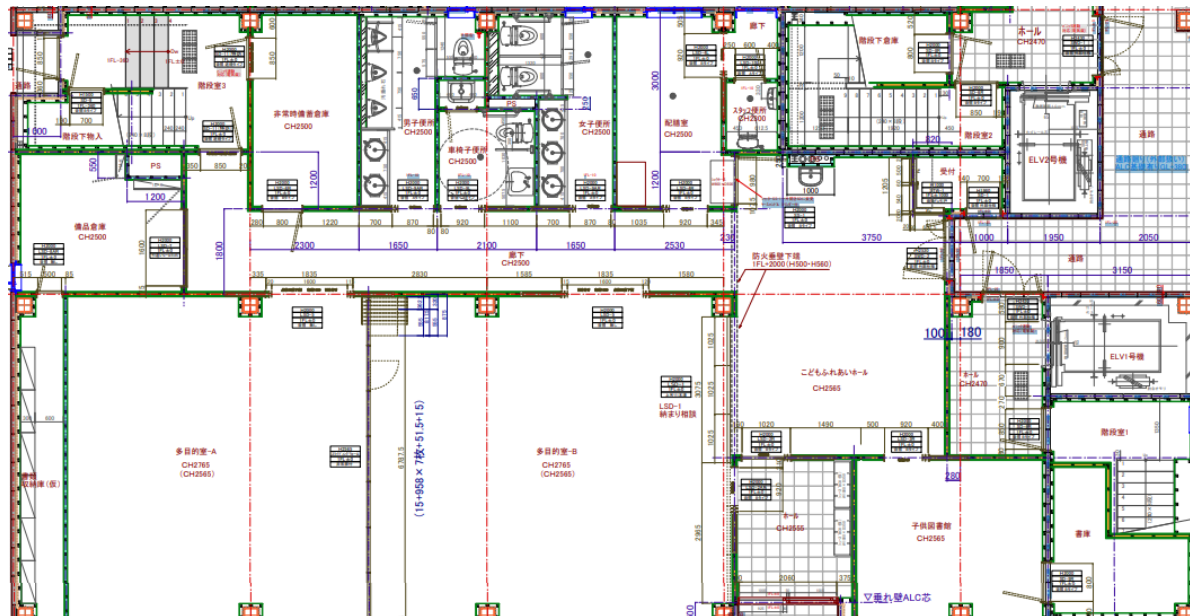
名称	面積	利用目的	利用時間	利用方法
多目的室A	52.5㎡	コミュニティ活動	10時から20時	予約制
多目的室B	52.5㎡	コミュニティ活動	10時から20時	予約制
フリースペース	27.9㎡	地域交流スペース	10時から17時	常時開放
こども図書室	12.3㎡	子ども交流スペース	10時から17時	常時開放

* 多目的室A,Bはパーティションを収納し、一体利用が可能である。

* 多目的室A,Bは1区分あたり各500円を実費負担金として徴収する。多目的室A,Bの一体利用は多目的室A,Bの合計金額とする。実費負担金は光熱費及び施設整備費、卓球用具やその他要望があった備品の充実に役立てていく。

* 多目的室A,Bは週に1日(水曜)13時から16時までこどもたちに無料開放する。

当スペース



2. 基本の利用停止日は以下の通り。

毎週月曜日の休館日と4月29日から5月5日、8月10日から15日、10月最後の日曜日と前後の1日、12月29日から1月3日までの期間

その他特別な理由がある場合（施設点検日、テナント利用者等による申し出 等）。

3. 当スペースを使用できる者は、次の通りとする。

(1) 常時開放スペース（こども図書室・フリースペース）の利用

- ・入館登録（*1）を済ませた小学1年生以上の者。
- ・予約なく利用できるものとするが、利用目的に合わない利用や他の方に迷惑をかける方については利用を断ることができる。
- ・未就学児（小学生未満）の利用については保護者同伴とし、他の方に迷惑になる行為をしている場合は注意をして、やめない場合は退去することを求める。
- ・専有利用（同じ席にとどまる行為）については基本1時間までとする。
- ・迷惑行為の定義としては、声を張り出す、イヤホン・ヘッドホンの聞き音を漏らして周囲に迷惑をかける、電話の通話、飲酒、本など備品の持ち帰り、他の方が気になる飲食行為、ペット連れ（盲導犬、介助犬を除く）、こどもが施設内を走り回る行為、私物等での席取り、長時間の居眠り、犯罪行為（痴漢、盗撮、置き引き）等とする。

- *1) 小学1年生以上の未成年は保護者承諾書を添えて住所、氏名、保護者連絡先及び顔を登録する。提供された個人情報個人情報保護に関する法律および関係法令を遵守し当スペース利用目的のみに使用し、第三者に提供しない。

(2) 多目的室A・多目的室B

甲が認めた5人以上の団体、法人、本敷地・建物の所有者が所属する近隣自治会（以下、「所属自治会」という）又は宇治市の公共施設の利用を許可登録されている団体。ただし、週1回のこども無料開放日を除く。

尚、利用に際しては(1)(2)共に予め当スペースの顔認証システムに登録が必要。登録情報は住所、連絡先、氏名、顔とする。提供された個人情報個人情報保護に関する法律および関係法令を遵守し当スペース利用目的のみに使用し、第三者に提供しない。

4. 次の各号に該当するときは、当スペースの利用を認めないものとする。

- (1) マルチ商法など連鎖販売等の営利を目的として利用するとき。ビジネス目的の場合は審査を実施する。
- (2) 布教活動、宗教儀式に使用するとき。
- (3) 建物等を破損又は汚損するおそれがあるとき。
- (4) 公序良俗を害するおそれがあるとき又は反社会的組織であると疑われるとき。
- (5) 甲の管理上支障があるとき。
- (6) その他甲が不相当と認めるとき。

5. 当スペースの利用者は利用の権利を譲渡、又は転貸してはならない。

6. 当スペースを利用するときは、別表に定める実費負担金を支払わなければならない。ただし、次の各号に該当する場合、その支払いを免除するものとする。

- (1) 甲の所属自治会が主催又は共催する事業に使用するとき。
- (2) 甲が特別の理由があると認めるとき。

7. 当スペース（多目的室A・多目的室B）の利用手続き及び利用方法は、次のとおりとする。

(1)

(1)利用の際は、団体登録申請書に必要事項を記入の上、申請し、承認を受けるものとする。

ただし、利用承認書の交付に際し、判断を必要とするときは、その交付を保留し、数日以内に結果を申請者に通知する。

(2)利用申込みは、利用希望日の1ヶ月前（休館日のときはその翌日）から7日前まで（来所の場合は土日祝を除く）とし、実費負担金を添え、団体登録申請書を提出し、利用承認書の交付を受けるものとする。ただし、所属自治会の主催事業、共催事業及び後援事業（以下「主催事業等」という。）、については次の通りとする。

- ・所属自治会の主催事業等　：利用希望日の12ヶ月前の月初から受付
- ・地域の公共的諸団体　　：利用希望日の2ヶ月前の月初から受付
（近隣自治会・管理組合、青少年問題協議会、スポーツ振興会、社会福祉協議会等）
- ・法人又は団体による通年利用は毎年1月4日から2月20日までの間に翌年度（4月1日から翌年3月31日）の1年分の予約を受け付ける。決定は2月末までに行う。

(2)申込みは、どうほうの家事務所、又は電話連絡（0774-20-4080）で行うものとする。

(3)申込み受付時間は、平日の10時から17時までとする。

(4)原則、申込み順により受け付けるものとする。（団体の通年利用を除く）

(5)当スペースの使用は、1団体につき、1日あたり1単位、1部屋（多目的室の一体利用は1部屋と見なす）を原則とし、使用できる回数は、月8回までを限度とする。

(6)前号の規定にかかわらず、他の利用予定が入っていなければ1部屋を連続して利用する場合はこれを認め、利用回数は連続した単位数とする。

(7)利用希望日の1週間前までに利用予定がないとき(当日を含む)は、第5号の規定は適用されない。

(8)当スペースを利用しようとする企業、団体はあらかじめ団体登録申請書を提出しなければならない。

(9)入館に際しては顔認証システムを採用している為、初回利用時に利用登録を行わなければならない。登録手続きにかかる費用は甲が負担する。

第8号の団体登録申請書の提出があったときは、団体登録申請書の承認欄を処理し、そのコピーを利用承認書として交付する。

当スペースの使用変更・取消は、当日の利用時間までに必ず連絡しなければならない。

法人又は団体がこども図書室を使用する場合は甲と協議の上、必要に応じて使用に関する契約を締結する。

一旦納付された実費負担金の払い戻しについてはいかなる場合も応じない。

利用開始時には所定の台帳にて記帳し、終了時にも記帳をする。

終了時は受付カウンターに退室点検表を提出する。

大規模・大人数のイベント（演奏会、パーティーなど）で他エリアに騒音・振動など影響が大きい場合は、本スペースの貸し切りを前提とし、甲と協議の上予約手続きをしなければならない。

8. 当スペースの利用目的、用途等はおおむね次のとおりとする。

- (1) 多目的室(A・B)は学習・会議・小規模なイベント・セミナー・交流目的としては利用可とする。ただし、飲食は禁止とする。なお、パーティションを閉じることで一体的な利用ができるものとする。
- (2) フリースペースとシェアキッチンスペースは、調理後の試食会としての用途を想定するが、必要に応じ会議目的への転用を認める。
- (3) フリースペース及びこども図書室は公序良俗に反しない範囲内で、芸術的、文化的な作品を展覧することを想定する。小規模音楽関係の発表会、書道展覧会(収容可能人員10人程度)等 ただし、他エリアの利用状況によっては制限が発生する場合がある。

9. 当スペースは甲の判断で必要に応じて一般利用者の施設の利用を制限することがある。

10. 建物、備品等を汚損、毀損するおそれがあると認めるときは、利用場所の変更及び取消を求めることがある。

11. 利用者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 公序良俗に反する行為をしないこと。
- (2) 火気を使用しないこと(IH機器も使用不可)。
- (3) ペットの連れ込み、危険物の持ち込みはしないこと。
- (4) 自動車、バイク、自転車、電動キックボードで来館したときは、決められた場所へ駐車すること。
- (5) 全エリアは禁煙とする。
- (6) 発生したゴミなどは利用者が利用時間内に責任をもって処理すること。施設に廃棄又は残置した場合はその後の利用を認めない。また、マニュアルに従い利用した場所を清掃すること。
- (7) 床材を損傷させる恐れのある靴等は使用しないこと。
- (8) 付属する備品を利用するときは、予め団体登録申請書に記入して許可を受けるものとし、甲に無断で使用しないこと。

建物、備品等を汚損又は破損したときは、ただちに受付カウンターに届け出てその指示に従うこと。利用場所の整理、原状復帰等を行うときは、甲の指示に従うこと。

12. 当スペースにおける飲食及び飲酒の取扱いについては、次のとおりとする。

- (1) フリースペースについては飲食可能とするが、アルコールを含む飲料は禁止する。ただし、多目的室については一切の飲食を禁止する。
- (2) 前号にかかわらず、甲が飲食及び飲酒を認めた場合には甲の指示に従うものとする。
- (3) 契約テナントがフリースペースにおいて行う飲食の提供は可能とする。
- (4) 利用時間内に準備と後片付けは行い、利用者が整備、清掃を行うものとする。

13. 当スペースの実費負担金

施設利用規定「別表」 単位は[円]

スペース	午前 10:00~12:00	午後 13:00~16:00	夜間 17:00-20:00
多目的室A・B (一部屋当たり)	¥500	¥500	¥500

*実費負担金が全額減免されるイベント（所属自治会の会議やイベントの場合、その他甲が全額免除を認めたイベントの場合 等）

*実費負担金は利用開始までに清算する。

14. 貸与可能な物品

会議用机、会議用椅子、プロジェクター、ホワイトボード（マーカー含む）、卓球台、卓球用ネット
※以上無料

15. 利用者が、建物、備品等を汚損または破損したときの措置について、次のとおり定める。

利用者が故意または過失により、建物、備品等を汚損または破損したときは、当該利用者に復旧あるいは修理、買い替え（更新）にかかる費用の一部又は全額の弁済を求めるものとする。

16. 掲示スペースの利用について、次の通り定める。

掲示しようとする者は、甲に申し出て掲示物、掲示方法及び期間について許可を得ること。利用者（掲示者）の責任にて撤去することとし、期間の過ぎた掲示物は甲にて撤去・処分可能とする。

17. 災害並びに緊急時の利用について

- (1) 宇治市危機管理室と甲の調整後、災害等の発生により避難者の受け入れ（以下、「緊急時」という。）のため利用する場合は、緊急時の利用として無料で使用できるものとする。ただし、安全管理の観点から、甲は自身の判断により利用する人数及び時間について制限を設けることができる。
- (2) 緊急時の利用については、原則避難者自身において施設を適切に維持管理するものとする。
- (3) 緊急時の利用期間については甲及び避難者、宇治市と協議して決めるものとする。
- (4) 上記規定に反する行為をする者がいた場合は、甲は退去を命じることができるものとする。

18. 防災備蓄倉庫の運用については、本スペースを含む流通施設の敷地・建物の所有者が所属する近隣自治会と協議の上、実施することとする。

19. 甲が本規約を改定する場合、下記関係者と事前協議の上、十分な理解をもって行うものとする。

- (1) 敷地・建物の所有者が所属する近隣自治会
- (2) その他甲が必要と認める者

附 則

この規約は、令和5年3月15日から施行する。

この規約は、令和6年4月1日から一部改正し、施行する。

案内図



2024～2025年 休日カレンダー

社会福祉法人 同胞会 DOHOグループ

4月							5月							6月						
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6				1	2	3	4							1
7	8	9	10	11	12	13	5	6	7	8	9	10	11	2	3	4	5	6	7	8
14	15	16	17	18	19	20	12	13	14	15	16	17	18	9	10	11	12	13	14	15
21	22	23	24	25	26	27	19	20	21	22	23	24	25	16	17	18	19	20	21	22
28	29	30					26	27	28	29	30	31		23	24	25	26	27	28	29
														30						

7月							8月							9月						
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6					1	2	3	1	2	3	4	5	6	7
7	8	9	10	11	12	13	4	5	6	7	8	9	10	8	9	10	11	12	13	14
14	15	16	17	18	19	20	11	12	13	14	15	16	17	15	16	17	18	19	20	21
21	22	23	24	25	26	27	18	19	20	21	22	23	24	22	23	24	25	26	27	28
28	29	30	31				25	26	27	28	29	30	31	29	30					

10月							11月							12月						
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5						1	2	1	2	3	4	5	6	7
6	7	8	9	10	11	12	3	4	5	6	7	8	9	8	9	10	11	12	13	14
13	14	15	16	17	18	19	10	11	12	13	14	15	16	15	16	17	18	19	20	21
20	21	22	23	24	25	26	17	18	19	20	21	22	23	22	23	24	25	26	27	28
27	28	29	30	31			24	25	26	27	28	29	30	29	30	31				

2025 1月							2025 2月							2025 3月						
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4							1							1
5	6	7	8	9	10	11	2	3	4	5	6	7	8	2	3	4	5	6	7	8
12	13	14	15	16	17	18	9	10	11	12	13	14	15	9	10	11	12	13	14	15
19	20	21	22	23	24	25	16	17	18	19	20	21	22	16	17	18	19	20	21	22
26	27	28	29	30	31		23	24	25	26	27	28		23	24	25	26	27	28	29
														30	31					

■ 休館日

※毎週月曜日は休館日です。

※4月5日は法人研修の為休館致します。

※10月27日は「同胞の家つどい」当日、前後の金曜、土曜と月曜も休日となります。

※ゴールデンウィークとお盆期間、年末年始は上記の通り休館致します。